

## 【貨物】行政処分状況（令和5年11月分）

### トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和5年11月30日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	赤嶺信榮（赤嶺運送） 沖縄県南城市大里字古堅1266-1
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	赤嶺運送 沖縄県南城市大里字古堅1266-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（50日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	道路運送車両法第48条
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和5年10月24日、沖縄県公安委員会から通知のあった道路交通法令違反を端緒とし監査実施。6件の違反が認められた。 (1)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条) (2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (3)業務の記録違反(安全規則第8条) (4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条) (5)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項) (6)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 5点 (当該営業所) 5点